

# 告 示

## 埼玉県告示第三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
埼玉県入間市大字新光二〇八から二二〇まで、二一五
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅